

市民の方からの御意見とその対応<平成24年度>

<平成24年9月4日受付>

御意見		対応
○市民意見申出制度について		
1	<p>・行政評価条例第18条(市民意見申出)には、「2 実施機関は、前項の意見を受けた場合においては、これを誠実に処理し、その処理の結果を公表しなければならない。」とあるが、事務事業評価に対する意見申出に対して、18条に基づく結果の公表をしているのか。</p>	<p>・事務事業評価に対していただいた御意見については、事務事業担当課において検討のうえ、その検討結果を踏まえて、9月及び2月に事務事業評価票を公表して参りましたが、今後は、まとめてホームページ上において公表してまいります。</p>

<平成24年11月8日受付>

御意見		対応
○「学力向上対策」について		
1	<p>・目標達成度の評価指標が「課外学習実施校数」となっているが、実施することが決められているものであり、それを指標に設定し、達成度100%で「かなり良い」と評価するのはおかしいのではないか。</p>	<p>・学力向上対策など教育施策については、短期間で成果が出にくく、また、対象の児童生徒集団の状況によっては、同じ授業内容でも成果に大きな差が生じかねないため、学校での、義務的でなく任意の取組が数値として表せるものを指標とすることが望ましいと考え、本指標については設定しました。しかしながら、数年間100%実施が継続していることから、評価に用いる指標については今後検討してまいりたいと考えています。</p>
○評価制度について		
1	<p>・目標達成度の評価指標について、実施することが決まっている実施量を指標とするなど、評価結果が良くなるものを設定しているものが多い。</p>	<p>・評価に用いる指標は、各事務事業の目的に応じて設定しています。指標は、多種多様であることから、一律の評価基準を設けることは困難ですが、指標の内容に応じた適切な目標値を設定し、評価の客観性を高めるよう努めています。</p>
2	<p>・目標値の設定について、都合よく変更しているものが見受けられるが、問題ではないか。</p>	<p>・目標値は、毎年2月の公表時に翌年度の目標値を設定しています。ただし、前年度の実績に基づいて目標値を設定している場合や、2月公表後に市会や事務事業評価委員会などの指摘があった場合などについては、9月公表時において変更しています。</p>
3	<p>・数字での評価に馴染まない事業もあるのではないか。無理やり数値で評価を行い、「良い」という評価となっているのはおかしい。改善のためのツールであれば、もっと悪いところを明確に示せるような仕組みにすべき。</p>	<p>・事務事業評価制度は、実績等の数値による客観的なデータの把握や評価等を通じて、事務事業の具体的な改善や見直し等を行うための判断に資する情報を提供することをその目的として実施しております。御指摘を踏まえ、今後も、評価の信頼性を高めるよう、取り組んでまいります。</p>